

# 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月29日（金）10時00分から11時20分

2. 開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3. 出席委員 （11人）

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	川島	博
委員	1番	元	克美
	2番	豊田	孝一郎
	3番	森山	和雄
	5番	沖	修造
	6番	蔵	良一
	7番	永井	利一
	9番	盛	剛
	10番	数原	菊美
	12番	積	祐三郎

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可について

議案第8号 非用地証明について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

6. 農業委員会事務局職員

局	長	渡辺	修
農地農政係長		徳田	和正
主査		西田	大五郎

## 7. 会議の概要

- 局 長           ご起立をお願いします。一同礼。  
                  ご着席下さい。  
                  ただ今から平成28年第3回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。  
                  はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長           挨拶
- 局 長           本日は、全委員の方が出席でありますので、ご報告致します。  
                  それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。
- 議 長           これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員および、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 【異議なし】全員の声あり**
- 議 長           それでは、議事録署名委員は、6番委員,7番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第2の会期については、本日1日会と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。
- 【異議なし】全員の声あり**
- 議 長           それでは、日程第3の議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、2番委員と12番委員が調査していますので2番委員の方から説明をお願いします。
- 2番           議案第7号1「農地法第3条の規定による許可について」報告

致します。調査は私と12番委員と事務局から2人計4名です。

ナンバー1土地の表示、瀬戸内町大字阿鉄字〇〇番地、畑〇〇㎡、瀬戸内町大字阿鉄字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿鉄字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿鉄字〇〇番地〇、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字油井字〇〇番地、畑〇〇㎡、瀬戸内町大字小名瀬字〇〇番地〇、畑〇〇㎡、瀬戸内町大字小名瀬字〇〇番地、畑〇〇㎡、瀬戸内町大字小名瀬字〇〇番地、畑〇〇㎡、合計〇筆で面積〇〇㎡です。譲渡人、長崎県長崎市〇〇町〇〇番地〇、「〇〇〇氏」です。理由は売買です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町阿鉄〇〇番地、「〇〇〇氏」です。理由は売買です。

農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等は以下に示しているとおりであります。

以上で、調査報告を終わります。

議 長

只今、2番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【全員挙手】

議 長

全員賛成でございますので、議案第7号の1は原案のとおり可決致しました。

議 長

それでは、日程第3の議案第7号の2「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、11番委員と5番委員が調査していますので5番委員の方から説明をお願いします。

5 番

議案第7号2「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。調査は私と11番委員と事務局から2人計4名です。

ナンバー1土地の表示瀬戸内町大字節子字〇〇番地、畑〇〇㎡、〇筆です。

譲渡人、大阪府守口市〇〇町〇丁目〇〇番〇号「〇〇〇氏」です。理由は贈与です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町節子〇〇番地、「〇 〇〇氏」です。理由は受贈です。

農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等は以下に示しているとおりであります。

以上で、調査報告を終わります。

議 長 只今、5番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

**なし【全員の声あり】**

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議 長 全員賛成でございますので、議案第7号の2は原案のとおり可決致しました。

議 長 それでは、日程第3の議案第7号の3「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、11番委員と5番委員が調査していますので2番委員の方から説明をお願いします。

5 番 議案第7号3「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。調査は私と11番委員と事務局から2人計4名です。

ナンバー1土地の表示瀬戸内町大字節子字〇〇番地〇、畑〇〇㎡、〇筆です。

譲渡人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名〇〇番地〇（県営阿木名団地〇号棟〇〇〇号）「〇〇 〇氏」です。理由は売買です。譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町節子〇〇番地「〇〇〇氏」です。理由は売買です。

農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等は以下に示しているとおりであります。

議 長

只今、5番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成でございますので、議案第7号の3は原案のとおり可決致しました。

議 長

それでは、日程第3の議案第7号の4「農地法第3条の規定による許可について」について報告致します。この案件については、5番委員と11番委員が調査していますので5番委員の方から説明をお願いします。

5番

議案第7号4「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。

調査は私と11番委員と事務局から2人計4名です。

ナンバー1土地の表示瀬戸内町大字節子字〇〇番地〇、畑〇〇㎡、〇筆です。譲渡人 大阪府守口市〇〇町〇丁目〇番〇号「〇〇氏」です。理由は売買です。鹿児島県大島郡瀬戸内町節子〇〇番地「〇 〇〇氏」です。理由は売買です。

農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等、は以下に示しているとおりであります。

以上で、報告を終わります。

議 長

只今、5番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議 長

全員賛成でございますので、議案第2号の3は原案のとおり可決致しました。

それでは、日程第3の議案第7号の5「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、1番委員と12番委員が調査していますので1番委員の方から説明をお願いします。

1 番

議案第7号5「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。調査は私と12番委員と事務局から2人計4名です。

ナンバー1土地の表示、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、畑、〇〇㎡、合計〇筆で面積〇〇㎡です。

譲渡人 東京都東村山市〇町〇丁目〇〇番地〇〇アパート、「〇〇〇〇氏」、理由は売買です。譲受人 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋「〇〇〇〇氏」、理由は売買です。農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の所有等、は以下に示しております。

以上で、報告を終わります。

議 長

只今、1番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成でございますので、議案第4号は原案のとおり可決致しました。

それでは、日程第3の議案第8号の「非農地証明について」を議案と致します。この案件については、1番委員と12番委員が調査していますので1番委員の方から説明をお願いします。

1 番

議案第8号、「非農地証明について」報告致します。調査は、12番委員と事務局から2人の計4人で行いました。

ナンバー1、土地の表示、瀬戸内町大字阿室釜字〇〇番地、同じく阿室釜字〇〇番地、地目は畑で面積がそれぞれ、〇〇㎡、〇〇㎡、〇筆合計面積が〇〇㎡です。願出人は東京都東村山市〇町〇丁目〇〇番地〇〇アパート「〇〇〇〇氏」で、登記名義人も同じであります。

非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、当該申請地は、長期間の休耕により雑木類が繁茂しているため、農地に復元することは非常に困難であり、現在は山林の状況であります。以上で報告を終わります。

議 長

只今、1番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【全員挙手】

議 長

全員賛成でございますので、議案第8号は原案のとおり可決致しました。

議 長

それでは、日程第3の議案第9号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議案と致します。この案件については、事務局より説明をお願いします。

局 長

議案第9号「農業経営基盤強化促進法による利用権の設定について」説明します。

整理番号7番、所在地油井地区字〇〇番地、〇〇番地、現況地目は畑で面積が〇〇㎡、〇〇㎡、です。

貸し手が「〇〇〇〇氏」、借り手が「〇〇〇〇氏」で、賃貸借によるもので、存続期間は〇〇年間の新規です。

整理番号8番、所在地与路地区字〇〇番地、現況地目は畑で面積が〇〇㎡です。

貸し手が「〇〇〇〇氏」、借り手が「〇 〇〇氏」で、賃貸借によるもので、存続期間は〇年間の拡大です。

整理番号9番、所在地古志地区字〇〇番地、〇〇番地、現況地目は畑で面積が〇〇㎡、〇〇㎡です。

貸し手が「〇 〇〇氏」、借り手が「〇 〇〇氏」で、賃貸借によるもので、存続期間は〇〇年間の拡大です。

整理番号10番、所在地古志地区〇〇番地、現況地目は畑で面積が 〇〇㎡です。

貸し手が「〇 〇〇氏」、借り手が「〇 〇〇氏」で、賃貸借によるもので、存続期間は〇〇年間の拡大です。

整理番号11番、所在地久慈地区字〇〇番地、現況地目は畑で面積が〇〇㎡です。

貸し手が「〇〇〇〇氏」、借り手が「〇〇〇〇氏」で、賃貸借によるもので、存続期間は〇〇年間の拡大です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第



3項の各要件を満たしているものと考えます。  
ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局の方から説明が終わりました。  
これに基づいてご審議を行いたいと思います。  
質疑ございませんか。

**質疑なし【全員の声あり】**

**なし【全員の声あり】**

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。  
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の  
方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議 長

賛成多数でございますので、議案第6号は原案のとおり可決致  
しました。

議 長

これより協議会に移りたいと思います。

事務局

- ・ 諸般の報告 別紙のとおり
- ・ 行事予定については、別紙のとおり
- ・ その他

議 長

以上もちまして、第3回農業委員会総会を終了することに致  
します。

局 長

ご起立お願ひします。  
一同礼

閉 会 11時20分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成28年3月29日

署名委員

署名委員